

別表

小型定置網漁業

制限措置						
漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業 時期	漁業を営む 者の資格	許可又は 起業の認可 をすべき 漁業者の数
小型定置網漁業	定めなし	定めなし	日向市倉戸鼻地先の以下に掲げる基点1，2，3，4及び1の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点1 世界測地系 北緯32度27分26.3秒、東経131度39分13.3秒 基点2 世界測地系 北緯32度27分25.3秒、東経131度39分18.3秒 基点3 世界測地系 北緯32度27分22.3秒、東経131度39分17.3秒 基点4 世界測地系 北緯32度27分23.3秒、東経131度39分12.3秒	周年	次の1)及び2)のいずれにも該当する者 1)宮崎県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者 2)細島港の整備に係る漁業補償による漁業権消滅以前に共同漁業権に基づく小型定置網漁業を営んでいた者、又は相続若しくは合併により、その者から事業を承継した者	1名